

公 告

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会
選挙管理委員会
橘 隆二委員長
鷹居正幸委員、石川重昭委員

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、東薬会）役員候補者選出規程に基づき役員（理事、監事）の選任を下記のとおり実施する。

記

I. 役員候補者選出スケジュール

- 3月 1日 ・役員候補者を選出するための選挙管理委員会の発足
- 3月 11日 ・役員候補者選出に関する掲示※（役員候補者選出規程第 7 条）
・役員立候補届出書および役員立候補者推薦書の受付開始
- 4月 1日(17時) ・役員立候補届出書および役員立候補者推薦書の受付締切
(郵送は 4 月 1 日の消印有効)
・選挙管理委員会による立候補届出書および推薦書の確認
- 4月 13日 ・立候補者名簿の掲示※（役員候補者選出規程第 12 条）
・立候補者名簿を立候補者、推薦人、理事会へ周知
・立候補者名簿および概要、選挙になった場合は投票用紙を社員へ発送
・役員立候補者人数が定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- 5月 13日(17時) ・社員による投票締切（郵送の場合、5 月 13 日の消印有効）
- 5月 18日 ・開票立会人の立会いのもとで選挙管理委員会による開票
・選挙理事および監事の候補者は、有効得票数の多い順に当選とする。
・ただし、有効得票数が同数の場合は、抽選によって当選者を決定する。
- 5月 22日 ・選挙結果の掲示※
・社員、立候補者、推薦人、理事会へ周知
- 5月 24日 <無投票当選の場合>
・選挙理事・監事候補者による指名理事・監事候補者の推薦
・現理事会による指名理事・監事候補者の決定
- 5月 30日 <選挙実施の場合>
・選挙理事・監事候補者による指名理事・監事候補者の推薦
・現理事会による指名理事・監事候補者の決定
- 6月 28日 ・社員総会において役員候補者の承認、次期の新理事・新監事が決定
・新理事会による第 1 回理事会：代表理事など役員決定、活動開始

※ 掲示場所は、東薬会ホームページ、事務所の掲示場とする。

II. 選任定数

理事の員数 5名以上、30名以内 (定款第26条)

*理事候補者の人数

選挙理事候補者：25名以内

指名理事候補者：5名以内 (役員候補者選出規程第4条)

監事の員数 2名以上、3名以内 (定款第38条)

*監事候補者の人数

選挙監事候補者：3名以内

指名監事候補者：定款において定める監事の員数の上限から選挙監事候補者の人数を差し引いた人数以内 (役員候補者選出規程第5条)

III. 立候補資格

1. 理事は、社員総会において会員(定款第6条)の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。(定款第27条)
2. 監事は、社員総会において会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。(定款第39条)

IV. 推薦人の資格

1. 役員候補者選出のための選挙の推薦人となることができる者は、令和6年度ないし7年度の会費の入金が確認されている当法人の正会員とする。
2. 1人の推薦人が推薦できる立候補者の数はその選挙における定数を超えてはならない。(役員候補者選出規程第9条)

V. 立候補応募締切

令和8(2026)年4月1日(水) 17時、郵送の場合は当日消印有効とする。

VI. 立候補手続き

立候補者は、次の必要書類を揃えて提出してください。

1. 選挙理事/監事立候補届出書 1通
立候補届出書には、氏名、学部、卒業回数、簡単な自己紹介・立候補の動機・抱負を記載してください。別紙の書式を参照してください。
2. 役員立候補者推薦書 3名分 各1通
推薦人は、氏名、学部、卒業回数、推薦理由などを記載してください。別紙の書式を参照して下さい。

* 注意事項

1. 立候補届出書の自己紹介、立候補の動機・抱負欄には、宗教、差別的な表現および特定の政治活動等の記載はできません。
2. 同一の選挙において同一の者が理事候補者および監事候補者の双方に立候補することはできません。

3. 選挙管理委員会は、受理した立候補届出書および推薦書を審査し、重大な不備や虚偽があると認めた場合は当該届出書を却下することができます。その場合、立候補者および推薦人に通知します。却下された書類については、立候補の届出期間内であれば、却下理由となった事項について補正した上で、再提出することができます。
4. 応募締切後に到着した書類については受付できませんので、余裕をもってご提出下さい。
5. 提出された関係書類は返却致しませんのでご了承ください。
6. 立候補者は、立候補期間内に限り、届出により立候補を取り下げることができます。また、推薦人は、立候補者の承諾を得て推薦書を取り下げることができます。
(役員候補者選出規程第 11 条)

VII. 社員による投票

1. 選挙管理委員会は立候補者名簿を作成し、東薬会ホームページ、本会事務所掲示場に掲示します。名簿の記載順は届出順となります。
2. 立候補者名簿、立候補者概要、選挙になった場合は投票用紙を社員（選挙人）に郵送し、立候補者名簿は理事会、立候補者、推薦人に周知します。
3. 社員は、郵送または選挙管理委員会の設置した投票箱への投函により投票を行なって下さい。投票は、理事候補者、監事候補者ごとに定数に至るまで、投票用紙に記載された立候補者の中から理事候補者または監事候補者として適任である者を選び、投票用紙所定の箇所に丸印を付す方法によるものとします。なお、定数を超えて丸印を付された投票用紙については無効票となりますので、ご注意ください。
4. 投票締め切りは令和 8（2026）年 5 月 13 日 17 時。郵送の場合は 5 月 13 日の消印有効とします。
5. 立候補者人数が選挙理事・監事候補者の定数に満たない場合は、無投票当選となりますので、立候補者名簿、立候補者概要のみ社員に郵送します。

VIII. 開票と当選者の決定

1. 開票は、開票立会人の立会いのもと、選挙管理委員会が行います。
2. 開票立会人は、正会員から、役員、立候補者、推薦人、選挙管理委員を除外して選出します。
3. 開票立会人が投票結果を確認した後、選挙管理委員会は有効得票数の多い順に当選者を選出します。
4. 有効得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定し、選挙理事候補者ならびに選挙監事候補者とします。
5. 選挙管理委員会は、選挙結果について理事会に報告するとともに、事務所の掲示場、ホームページに掲示します
6. 選挙結果については、社員、立候補者、推薦人に発送します。

IX. 指名理事候補者、指名監事候補者の決定

1. 前項で決定した選挙理事候補者、選挙監事候補者は、あらかじめ被推薦人の承諾を得て指名役員候補者の推薦書を作成して下さい。これを元に討議の上、指名理事候補者および指名監事候補者を理事会に推薦します。
2. 指名理事候補者は5名以内、指名監事候補者は、定款において定める監事の員数の上限から選挙監事候補者の人数を差し引いた人数以内とします。
3. 理事会は、推薦された指名理事・監事候補者について討議し、指名を決定し、社員総会に提案します。

X. 社員総会における理事・監事の選任

1. 社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって、理事・監事を選任します。（定款第 27 条）

<問合せ先・書類送付・提出先>

〒192-0392 東京都八王子市堀之内 1432-1

東京薬科大学同窓会東薬会 選挙管理委員会

電話：042-676-6706 ※月、水、金曜日午前中にご連絡ください(祝日を除く)。

E-mail：office@touyakukai.com

- * 「立候補届出書」「推薦書」は、電子ファイルにより入力、出力（印刷）して作成することも可能です。電子ファイルの使用を希望される方は、東薬会事務局まで以下の2つの事項を記載の上、電子メールにてお申し込み下さい。ただし、**作成した立候補届出書、推薦書を電子メールで提出することはできません。**

- ①件名：役員立候補届、推薦書電子ファイル希望
- ②必要事項：氏名、卒業学部、卒業年、E-mail アドレス

- * 定款および役員候補者選出規程は東薬会ホームページよりご参照下さい。

以上

-
- * 立候補届出書・推薦書をプリントできます 